

業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」観光プロモーション業務

2 目的

島根県では、これまで神々の息吹や神聖な空気の中で息づく歴史・文化、自然、伝統芸能を「ご縁」、肌に優しい気象環境の中で堪能できる良質な温泉や地元ならではの食を「美肌」として、「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに年間を通じたPRを行っている。

今年度は、「ご縁」と「美肌」の観光コンテンツを組み合わせ、冬にこそ訪れたい旅行先として島根の魅力を発信し、冬季閑散期の観光誘客や観光消費額拡大に繋がる観光プロモーションを企画・実施する。

3 委託期間

契約日～令和9年3月31日

4 委託料上限

18,000千円

5 プロモーションの概要

(1) メインターゲット

「歴史・文化」や「食」、「温泉」への興味関心及び旅行意欲の高い女性層

(2) メインエリア

首都圏

(3) プロモーションの実施時期

令和8年10月～令和9年3月（予定）

6 委託業務内容

下記の業務について、企画提案者が提案すること。

(1) 交通広告を用いたPR

- ・島根県への観光誘客を図るため、東京都内に交通広告を掲出すること。
- ・「ご縁も、美肌も、しまねから。」をコンセプトとし、旅行先に島根県を選んでもらえるような内容とすること。
- ・メインターゲット層の興味、関心や旅行動機などを分析した上で、より効果が高くなるよう掲出時期や期間、場所等を考慮すること。
- ・成果指標、検証方法、掲出内容、掲出場所、掲出期間及び掲出回数を記載すること。

(2) SNS等を用いたPR

- ・島根の泉質豊富な「温泉」や地域の特色ある「食」の魅力を広く発信し、島根県への興味関心を高め、観光誘客に繋がるPR手法を提案すること。
- ・メインターゲット層に訴求し、島根への来訪や宿泊客数の増加に繋がる手法及び

媒体を提案すること。

- ・成果指標、検証方法、配信内容、配信期間、配信回数及び配信方法を記載すること。

(3) PR動画の作成

- ・「ご縁も、美肌も、しまねから。」をコンセプトとした島根県の観光PR動画を作成すること。
- ・15秒版、30秒版、60秒版を最低1本ずつ作成すること。
- ・紹介する地域はバランスを考慮しながら、事前に県と協議の上決定すること。
- ・作成した動画は、上記(2)のSNSでの配信や県外事務所に設置しているデジタルサイネージに掲出することを想定する。

(4) 企画提案者独自の提案

- ・上記(1)、(2)及び(3)以外で、本業務の目的を達成するための独自の企画を1つ以上提案すること。例えば、多くの集客が見込めるイベントへの観光ブースの出展や旅行商品の造成、メインターゲット層が購読している雑誌とのタイアップ等が考えられる。

7 業務の経費配分

- ・経費配分については、6(1)(4)で1,500万円程度、6(2)(3)で300万円程度とするが、より効果的な提案がある場合は若干の配分の変更を行っても差し支えない。
- ・ノベルティを作成する場合は経費を50万円程度とすること。

8 企画提案書の作成上の留意事項

- ・本事業の目的達成のため、効果的だと思われる事業成果指標を設定し、施策全体の効果分析や振り返りが行える設計とすること。
- ・多種多様な広告媒体や情報発信手段を活用し、島根県への来訪意欲の喚起に繋がる提案とすること。
- ・実施するプロモーションは、あらかじめ設定したプロモーション期間を通じて切れ目のない効果的なものとする。
- ・プロモーションの軸となるイメージキャラクターにタレントを起用しないこと。
- ・島根県観光キャラクター「しまねっこ」など、県が著作権を有するキャラクターを起用することは構わない。
- ・冬の旅行先を検討し始める前に訴求が可能な事業実施スケジュールを提示すること。

9 県との調整

- ・受託者は、受託後に具体的な個別事業の内容、スケジュール、行程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- ・受託者は、業務遂行にあたり、県と月1～2回程度の定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- ・受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。

10 業務完了後の提出書類

業務完了後、10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、業務完了報告書及び実施報告書を提出すること。

11 著作権等

この契約により作成された成果物にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）そのほかの知的財産権は、受託者に帰属する。ただし、委託業務の実施にあたり、委託者から提供を受けた委託者または第三者に著作権が帰属する著作物については、委託者または第三者に著作権が留保されるものとする。

また、受託者が作成した成果物について、委託者は受託者と合意した利用方法に従い使用することとし、受託者はその限りにおいて、著作者人格権を行使しないこととする。

12 二次使用について

委託者が本業務において受託者が制作したコンテンツ（作成したデザインデータ等）を下記媒体において二次使用する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

なお、使用期間及び媒体の詳細については、委託者と受託者とが協議の上決定する。

- ・観光誘客の目的で、委託者及び委託者が指定した第三者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ、その他委託者が目的達成に効果的と認める媒体

13 納品

- ・制作物（ノベルティなど）がある場合は、県が指定する場所へ納品すること。納期は、県と協議のうえ決定すること。
- ・6 (3)において制作した動画素材について、完全パッケージ版と白素材版を各1枚DVDに格納し納品すること。

14 その他

- ・この仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

15 参考

- ・「しまね観光ナビ」
<https://www.kankou-shimane.com/>
- ・「しまね観光ナビ～各種パンフレット～」
<https://www.kankou-shimane.com/brochure>
- ・「島根フィルムコミッション～写真・映像素材提供～」
<https://www.hearn-museum-matsue.jp/index.html>
- ・「ご縁も、美肌も、しまねから。ロゴマークデザインの使用について」
<https://www.kankou-shimane.com/renmei/news/21>

- ・メインコンセプト「ご縁も、美肌も、しまねから。」
- 「ご縁」・・・神々の息吹や神聖な空気の中で息づく歴史・文化、自然、伝統芸能
- 「美肌」・・・肌に優しいうるおいのある気象環境の中で堪能する良質の温泉や、地元ならではの食

大テーマ	中テーマ	コンテンツ例（テーマを跨ぐものもある）
ご縁	自然・絶景	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園、世界ジオパーク ・景勝地 ・自然観光地（海、山、川、湖など） など
	歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・縁結びの地 ・出雲大社など神社や仏閣 ・古事記、出雲国風土記 ・世界遺産・日本遺産 ・伝統工芸 ・万葉、人麻呂関係 ・歴史的な街並み ・各地の生活文化、祭など
	伝統芸能	<ul style="list-style-type: none"> ・石見神楽 ・出雲神楽 ・鷲舞 ・流鏝馬 ・安来節 ・ホーランエンヤ など
	体験	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験 ・アクティビティ ・レジャー施設 ・ガイドツアー ・セミナーや講演 ・イベント ・島根の人々との交流 など
美肌	温泉	<ul style="list-style-type: none"> ・県内温泉地 ・温泉宿、温泉街 ・温泉の効能や特徴（美肌効果、リラックスなど） ・研究成果、エビデンス など
	食	<ul style="list-style-type: none"> ・日本酒発祥の地 ・しまね和牛 ・出雲そば ・豊富な海産資源 ・神楽めし ・地域特有の食文化 など
	気象環境	<ul style="list-style-type: none"> ・肌を潤す湿度 ・紫外線の影響受けにくい など